

全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪品製販摘発活動指導者グループ弁公室
中央宣伝部 最高人民法院 最高人民検察院 公安部 生態環境部
文化・観光部 税関総署 国家市場監督管理総局

「権利侵害・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見」の印刷配布に関する通知

各省、自治区、直轄市及び新疆生産建設兵団の関連部門・機構、税関総署広東分署、各直属税関へ

権利侵害・模倣品の摘発は、人民大衆の切実な利益、革新型国家の建設及び質の高い経済発展に関連するものである。法による権利侵害・模倣品の廃棄は、人民大衆の生命の安全と身体を健康を守るための効果的な措置であり、市場環境を浄化し、権利侵害・模倣違法犯罪に関して高い抑止効果を得るための効果的な手段であり、革新・創業の意欲を刺激し、質の高い経済発展を促進するための効果的なルートである。権利侵害・模倣品の廃棄業務を強化するために、全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪品製販摘発活動指導者グループ弁公室、中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、公安部、生態環境部、文化・観光部、税関総署、国家市場監督管理総局は検討を経て「権利侵害・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見」を作成した。ここに印刷配布し、徹底的な実行を求める。

全国知的財産権侵害及び模倣・粗悪品製販摘発活動指導者グループ弁公室
中央宣伝部 最高人民法院 最高人民検察院 公安部
生態環境部 文化・観光部 税関総署 市場監督管理総局
2020年8月13日

権利侵害・模倣品の廃棄業務の強化に関する意見

知的財産権保護を更に強化し、革新型国家の建設を推進し、質の高い経済発展を促進するために、権利侵害・模倣品の廃棄業務の強化について以下のような意見を提出する。

一、全体的要求

権利侵害・模倣品を廃棄するに当たっては、「法による処分」の原則を堅持し、関連法律法規の規定を遵守しなければならない。「無害化处理」の原則を堅持し、廃棄過程における二次的汚染を防止し、野焼き、単純な埋め立て、随意的な放置又は都市パイプネットワークへの排出等の行為を途絶しなければならない。「再流通根絶」の原則を堅持し、不法に付着した偽造商標を除去するだけでは、当該商品の商業ルートへの投入を許可しない。主管部門は、特別な場合を除き、いかなる状況においても模倣品又は海賊品について輸出入又はその他の税関手続の処理を許可する裁量権を持たない。

権利侵害・模倣品の分類廃棄メカニズムの更なる健全化、無害化处理水準の更なる向上、社会的抑止効果の更なる顕在化を促進することを業務目標とする。

二、主要内容

(一) 廃棄範囲

県級及び県級以上の行政法執行・司法事件処理機関（以下、「行政法執行・司法事件処理機関」という）は、特別な場合を除き、法律・行政法規に従い、法により没収された権利侵害・模倣品、及び主に模倣品又は海賊品の生産や製造に使用される原料、ツール、標識・表示、レベル、証書、パッケージ等を廃棄しなければならない。廃棄の範囲は、登録商標を詐称した商品、不法に製造された登録商標の標識、著作権を侵害した複製品、及び、主として登録商標を詐称した商品、登録商標の標識又は権利侵害複製品を製造するために用いる資材と用具、鋳型等のツール、並びに法により廃棄すべきその他の権利侵害・模倣品を含むが、これらに限定されない。

(二) 廃棄期限

行政法執行・司法事件処理機関は、職権により、権利侵害・模倣品廃棄処分意見を速やかに提出する。腐敗や変質等しやすく、保存しにくい係争権利侵害・模倣品については、撮影又は録画等の方式で証拠を固定した後に、本機関の責任者から承認を得た場合、行政、刑事事件の結審前に廃棄することができる。その他の権利侵害・模倣品について、行政処罰事件において、行政処罰決定書の送達後、規定された期限までに行政不服審査の申し立て又は行政訴訟の提起がなされなかった場合には、行政法執行事件処理機関は、行政処罰決定書の送達後の6ヶ月以内に処理意見を提出し、所定の手続に基づき本機関

の責任者に報告し、審査を受けて承認を得た上で廃棄しなければならない。

申立人が法定期限までに行政不服審査を申し立て、行政不服審査機関が行政法執行事件処理機関による処罰決定を維持すると言い渡し、行政不服審査決定書の送達後に、規定された期限までに行政訴訟の提起も国務院による裁決の申立もなされなかった場合には、行政法執行事件処理機関は、行政不服審査決定書の送達後の6ヶ月以内に係争権利侵害・模倣品の処理意見を提出し、所定の手続に基づき本機関の責任者に報告し、審査を受けて承認を得た上で廃棄しなければならない。

行政法執行事件処理機関は、当事者が法定期限内に行政訴訟を提起し、審判機関による行政訴訟判決・裁定書が発効した日から6ヶ月以内に、係争権利侵害・模倣品の処理に関する意見を提出し、所定の手続に基づき本機関の責任者に報告し、審査を受けて承認を得た上で廃棄しなければならない。

知的財産権侵害の刑事事件において、審判機関が有罪の判決を言い渡した場合、特別な場合を除き、廃棄事項について判決を出さなければならない。判決発効後の6ヶ月以内に、司法事件処理機関は係争権利侵害・模倣品及び主に権利侵害・模倣品を製造するための資材と用具、鋳型等のツールを廃棄しなければならない。無罪と判決され、不起訴と決定され、又は事件が取り消されたものの、行政違法を構成する場合、係争権利侵害・模倣品を行政法執行事件処理機関に移送し、行政法執行事件処理機関が規定に従って処分しなければならない。

民事、行政事件の証拠として使用する必要がある場合には、権利者の申立を経て、民事、行政事件の終結後に、又はサンプリング、撮影等の方法で証拠を固定した後に、法により廃棄することができる。

(三) 分類処分

廃棄しようとする権利侵害・模倣品については、その原材料がリサイクル可能である場合に、優先的に解体、製錬、パルプ化等、製品の本来の用途又は形状を変更する方法で原材料を総合的に利用する。リサイクルできない権利侵害・模倣品及び解体後に発生した廃棄物については、その物理的特性又は性質に応じて分類して処分しなければならない。危険物に該当する場合、国の関連規定に従って安定化の前処理を行った後に、相応の資質を有するか又は条件に適合する機構に渡して処分させなければならない。危険廃棄物類（医療廃棄物を含む）については、相応の利用処分能力を有し、かつ、許可証を持つ機構に渡して処分させなければならない。電子廃棄物類は、優先的に廃棄電気・電子製品処理能力を有する機構に渡して解体、利用又は処分させなければならない。その他の固形廃棄物は、環境保護要件を満たす生産、加工又は焼却、埋立企業に渡して処分させなければならない。液体類権利侵害・模倣品については、相応の処理能力を有する都市部下水処理場、工業用下水処理施設に処分を委託することができる。その他の種類の権利侵害・模倣品は、上記処分方法を参照して相応の資質を有するか又は条件に適合する機構に処分を委託するものとする。

(四) 汚染防止

権利侵害・模倣品の廃棄に当たって、行政法執行・司法事件処理機関は、「最寄り」及び「分類処分」の要求に基づいて、環境無害化処理能力を有する機構又は環境保護の要件を満たす生産・加工利用企業に実施を委託しなければならない。廃棄任務を受託した機構は、関連環境監視及び管理条件を備え、権利侵害・模倣品の性質に応じて、それ相応の無害化廃棄方法を選択し、かつ廃棄過程の監視を強化し、汚染物の排出が国と地方の環境保護制御基準に適合するようにしなければならない。各地区の生態環境部門は、公式ウェブサイトで環境無害化廃棄能力を備え、かつ、危険廃棄物経営許可書を持つ企業リストを開示するとともに定期的に更新し、廃棄任務を引き受けた機構に対する環境監視監督を強化し、環境保護規定の着実な実行を確保する。

(五) 物品保管

係争権利侵害・模倣品については、政府の公共物倉庫や事件処理機関によって自ら建設された没収物品の保管倉庫、その他の法執行機関に所属する没収物品の保管倉庫、又は政府の購入サービス等の方式によって選択された社会倉庫に設置される公務倉庫への保存を選択し、かつ専任者を指定して保管しなければならない。有毒物、有害物、可燃物、爆発物等危険性のある権利侵害・模倣品は、それ相応の条件に適合する専用倉庫に保存しなければならない。行政法執行・司法事件処理機関は、権利侵害・模倣品の処分台帳を作成し、没収領収書の受領・返納廃棄、引渡・保管、決算・照合、処分手続等の制度を構築し、全ての係争権利侵害・模倣品に関する一覧表を作成し、逐一番号を付けて登記し、受領の時間、物品の名称、型番、規格、数量、重量、特徴、保存場所、保存条件、入庫番号、処分状況等を明記しなければならない。保管機構は、係争権利侵害・模倣品の入庫、棚卸、出庫制度を構築・健全化し、入庫した商品と保管を委託された商品について登記・ファイリングし、定期的に整理しなければならない。いかなる機構や個人も、抑留、すり替え、流用、売却、毀損、私的分配又は別の形で私的分配を行ってはならず、勝手に処分してはならない。

(六) 全プロセスの監督

行政法執行・司法事件処理機関は、権利侵害・模倣品の処分前に、処分審査承認手続を履行し、審査承認書を記入し、処分意見を提出し、機関の責任者による同意を得た上で、環境無害化処理能力を有する機構又は環境保護要件を満たす生産・加工利用企業に分類処分を委託しなければならない。権利侵害・模倣品の毀損・処分業務を引き受けた機構は、処分作業を行う前に、作業の開始時間、場所を委託した行政法執行・司法事件処理機関に報告し、行政法執行・司法事件処理機関の監督を自覚して受け入れなければならない。作業完了後に、関連処分状況を速やかに書面にて行政法執行・司法事件処理機関に報告しなければならない。報告には、処分の時間、場所、方法及び廃棄商品の名称、型番、規格、数量、重量、特徴等を明記し、写真とビデオを添付しなければならない。

行政法執行・司法事件処理機関は、権利侵害・模倣品の毀損・処分業務を引き受けた機構への監督を強化しなければならず、権利侵害・模倣品を処分するに当たって、2名以上の職員を指定して現場に立ち合わせ、記録を作成し、処分の時間、場所、方法、処分される商品の名称、型番、規格、数量、重量、特徴等及び執行者を記録し、かつ撮影・録画しなければならない。今後の調査のために、処分の記録、写真、ビデオ資料は、権利侵害・模倣品の毀損・処分業務を引き受けた機構から提出された報告書と一緒にファイリングされる。

三、保障措置

(一) 組織指導の強化

各地区の権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループは、当地政府の指導下で、権利侵害・模倣品の廃棄業務を重要な議事日程に取り入れなければならない。統一的計画を強化し、当地の実情を踏まえて、権利侵害・模倣品の廃棄制度を構築しなければならない。組織指導を強化し、関係会員機構が業務プランを詳細化し、業務体制を整備するよう指導し、実際の効果を得られるよう取り組まなければならない。各関係部門は、各自の系統への業務指導を強化し、廃棄業務が着実かつ秩序よく進められるよう確保しなければならない。権利侵害・模倣品の廃棄業務に係る保管、運送、処分費用は、規定に従って予算に取り入れなければならない。法律・法規に別段の規定がある場合を除き、関連費用は権利者が負担しない。

(二) 意思疎通・提携の深化

各地区の権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループは、権利侵害・模倣品の環境無害化廃棄業務の部門提携と情報共有メカニズムを構築・健全化しなければならない。各地区の生態環境部門は、無害化廃棄における環境監督指導の役割を発揮しなければならない。行政法執行・司法事件処理機関は、生態環境部門と情報共有メカニズムを構築し、情報相互報告の時間、内容及び連絡係を明確にし、廃棄される権利侵害・模倣品の名称、型番、規格、数量、重量、特徴及び廃棄に係る機関、時間、場所、方法、資金の出所、受託して権利侵害・模倣品の処分業務を引き受けた機構等の情報を報告・送付しなければならない。行政法執行・司法事件処理機関は、行政法執行と刑事司法との有効な連携を推進し、法により係争権利侵害・模倣品を移送、保管、廃棄しなければならない。

(三) 宣伝・指導の重視

高い抑止効果を得るべく、祝日、消費シーズン等の権利侵害・模倣行為が発生しやすい期間を中心に、権利侵害・模倣品に係る集中廃棄活動を組織する。現場廃棄に当たって、状況に応じて現場に立ち会うよう権利者、消費者及びニュースメディアの代表者を招待することができる。伝統的メディアと新興メディアを十分に利用して、廃棄活動を宣伝・報道し、かつ速やかに権利者や社会公衆の懸念に対応することで、権利侵害・模倣品摘発の良好な雰囲気醸成しなければならない。

(四) 監督・考課の強化

上位の関係部門は、効果的な措置を講じて、下位の行政法執行・司法事件処理機関による権利侵害・模倣品の管理、処分過程及び処分後の再チェック、再検査等に対する監督検査を強化しなければならない。係争権利侵害・模倣品を抑留、すり替え、流用、売却、毀損、私的分配又は別の形で私的分配した場合、直接の責任者及びその他の直接の担当者に対して法により行政処分を与える。情状が深刻で犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。全国権利侵害・模倣品摘発活動指導者グループ弁公室は、各地区の廃棄業務の状況を査定し、査定結果を当年度の全国権利侵害・模倣品違法犯罪活動摘発の業績査定成績として計上する。

出所：2020年8月20日付け中国国家市場監督管理総局ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。